

人流分析サービス導入業務委託仕様書

1. 業務名

人流分析サービス導入業務

2. 目的

本市の主要観光地である屋島などに訪問する国内観光客及び訪日外国人観光客を対象とし、スマートフォン等の位置情報による人流データを分析できるサービスを導入し、屋島などを訪れる観光客の属性別の動向や、今年度に屋島山上で実施予定の賑わい創出のための事業の実施前後の動態変化等を把握するとともに、今年度に予定している屋島活性化基本構想の改正のための基礎データとして使用することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金曜日）まで

4. 業務内容

（1） 調査・分析の対象

国内観光客及び訪日外国人観光客のスマートフォン等の位置情報による人流データ

（2） 閲覧データ対象期間（国内観光客用、訪日外国人観光客用共通）

2024年4月以降の人流分析データが閲覧・利用できること。それ以前のデータも閲覧・利用できる場合は、いつ以降のデータが閲覧・利用できるかについて、提案書に記載すること。

（3） 人流分析データシステム（国内観光客、訪日外国人観光客共通）

WEBブラウザを介して外部インターネット経由の環境で、人流分析サービスに接続し利用する方法で、原則24時間365日（システムメンテナンス等の計画された稼働停止は除く。）のサービス提供が行えること。

提供する人流分析データは、UI上の地図から任意のエリアや施設等を自由に設定でき、自由に指定する月別、日別、時間別の人数等を、個人が特定できない形式に加工した上で、表示できるシステムであり、UIは、利用者にとって直感的で使いやすいものであること。

また、使用するGPSデータは、人流の細かな動きを検知できない基地局データではなく、ピンポイントでエリアや施設等への訪問を検知できるものであること。

（4） 人流データ分析機能

ア 国内観光客用

来訪地、出発地、属性別（性別、年代、居住地等）に分析できること。

来訪者の回遊状況を1日単位で分析可能であること。

システムで活用できる分析機能及びクロスして分析できるデータについては提案書に記載すること。

イ 訪日外国人観光客用

提供する人流データは、来訪地、出発地、属性別（国籍等）に分析できるものであること。

高松市に来訪した訪日外国人観光客が他にどのような市区町村を周遊しているか、また、出入国の際に利用した空港を確認できること。

UI上の地図から任意に設定したエリアや施設の、訪日外国人観光客の滞在時間や来訪時間帯の分析ができること。

システムで活用できる分析機能及びクロスして分析できるデータについては提案書に記載すること。

(5) データのダウンロード（国内観光客用、訪日外国人観光客用共通）

各機能を集計、分析した結果を、CSV等の形式で出力できるようにすること。

5. その他留意事項

(1) 成果物の権利及び利用

本業務から出力され制作された成果物に係る著作権、所有権その他の権利は、全て市に帰属するものとする。

受託者は、出力されるデータは第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

(2) 損害賠償

受託者が業務の実施に伴い、受託者の責に帰すべき理由により、第三者に損害を及ぼした場合は受託者がその損害を賠償しなければならない。

(3) その他、業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、市と協議を行い必要な措置を行う。